

2018年2月

経営Q&A

回答者

株式会社 ディセンター

代表取締役 折原 浩

中小企業・小規模事業者のための経営力アップ講座

～ 認定経営革新等支援機関の利用方法～

Question

当社は、九州で創業して3年目の飲食店です。地元の食材を中心にお酒を楽しんでもらうことをモットーにして商売をしています。

近年は、お客さまにも恵まれて、徐々にですが経営も安定してきました。

今後のことを考え、いろいろと経営の事を相談したいのですが、どこに相談したらよいのでしょうか。

Answer

中小企業の相談相手としては、全国の「商工会・商工会議所」や「よろず支援拠点」などがありますが、その他にも国は様々な経営相談窓口を設置しています。

その中でもユニークなのは、「認定支援機関」です。「認定支援機関」の特徴や活用方法を知り、ご利用を検討されてみてはいかがでしょうか？



日本政策金融公庫
国民生活事業

1 認定支援機関

経営に関する悩みは多岐にわたりますが、専門家はあくまでも特定分野のスペシャリストであり、どの専門家に相談したらよいか分からない、といったこともあるかと思います。

また、私も長年現場で経営相談業務に携わってきましたが、自分が何について悩んでいるか明確になっている方はあまり多くありません。

例えば、医者の場合は、具合が悪いときは、まず内科で診断してもらい、状況に応じて専門医を紹介してもらいます。また、患者が「どの骨が痛むのか」までは分からなくても、単純に「お腹が痛む」と言えば、検査し、治療してくれます。

同じように、我々もまず相談していただければ、診断し、適切な処置ができない場合は、他の専門家を紹介できることが多々あります。

しかし、そうは言っても、中小企業支援は医療業界のように身近でもないので、どこが信頼できるのか、そしてどこが声をかけやすいのか、悩むこともあるかと思います。

そこで、国は「商工会・商工会議所」、「よろず支援拠点」そして「認定経営革新等支援機関（認定支援機関）」と、代表的なものだけでも3つの身近な相談窓口を設置しています。

このうち、「商工会・商工会議所」は市町村単位で設置された会員組織です。また、「よろず支援拠点」は、たいていの場合、県の施設に設置されています。

「認定支援機関」は非常にユニークで、金融機関、税理士、弁護士、中小企業診断士、コンサルタント会社などの民間専門家や民間組織などを、国が文字通り「認定」しているもので、平成30年1月現在、全国に27,460機関あります。

しかし、認定支援機関は「商工会・商工会議所」や「よろず支援拠点」に比べ認知度が低く、「知らない」、「使ったことがない」といった方が多いのではないのでしょうか。

実は、私の会社も第一期に認定されてから今まで、認定支援機関として活動してきました。

これらの経験を踏まえて、現場から見た「かしこい認定支援機関利用法」をご紹介しますと思います。

2 認定支援機関の特徴

「商工会・商工会議所」や「よろず支援拠点」は、漠然とした問題を整理したり、方向性を示したりすることが主な目的で、いわゆる「相談のポータルサイト」のようなものです。

それに対し、認定支援機関は、明確な課題に対して具体的な解決方法を示すことが主な役割です。「商工会・商工会議所」や「よろず支援拠点」から専門領域に対して相談が来て、協力して解決することもあります。

したがって、課題が明確で、専門的な支援を短期間にコストをかけず（多くの場合は無料です）支援してもらうことに優れています。例えば、「相続を考え始めたが、自社の株価を知りたい」とか、「法律問題が起こってしまったが、どのくらいの予算をかけて何をすれば良いかわからない」、「従業員がやる気を出す給与制度を作りたい」といった問題、課題に対して、会計士、弁護士、社会保険労務士などの専門家が対応してくれます。これらの専門家は資格試験に合格しているだけでなく、支援実績や信用度を勘案して国が認定していますので、安心して利用することができます。

また、多くの認定支援機関が「経営状況の把握」、「事業計画の策定」、「事業計画の実行支援」の流れで支援しています。したがって、自分の会社を専門家と共に振り返り、適切なレベルの中期計画を立てますので、補助金が獲得しやすくなるといったメリットもあります。補助金の中には、認定支援機関の推薦があることで加点が見込めるなどのメリットがあるものもあります。実際、経営コンサルタント会社の当社に寄せられる相談の8割は補助金関係です。

さらに、近年では、認定支援機関は補助金獲得後の支援を強化するように国から要請も受けているため、補助金獲得だけでなく、その後の成果に結びつけるまでのサポートを受けることも期待できます。

また、経営計画を立てることは、会社の進むべき道が明らかになり、実行、そして成果にたどり着ける確率が大幅に上がりますので、たとえ補助金獲得が目的でなくても作成することをお勧めします。

ただし、認定支援機関は、基本的に「民間」ですので、大きな課題に対し最後まで全て無料で解決することはできません。あくまでスポット的な利用が前提となります。しかし、十分なコミュニケーションが取れていない専門家に一度に大金を支払い支援してもらったものの、上手くいかず失敗してしまうといったリスクを避けることができます。

また、専門家は資格試験などのある程度のハードルを越えてはいるものの、能力や習熟度、手法は様々です。それに相性もあります。そういう意味では、いわゆる専門家の「お試し」という使い方もあります。

3 認定支援機関の探し方

これらの認定支援機関は中小企業庁のホームページから、「地域」や「専門性」に応じて検索することができます。一度「商工会・商工会議所」や「よろず支援拠点」に相談し、そこから推薦してもらうのも良いでしょう。

民間金融機関自体が認定支援機関の場合も非常に多いのですが、連携して課題に取り組める専門的機能のある認定支援機関の紹介も行っています。

また、希望すれば、金融機関と認定支援機関で情報を共有し、最適な条件を模索するなど、より適切なサービスを受けることもできます。これは、課題に対して専門家がチームとなって支援するイメージです。多くの場合、専門家には専門分野が異なるものの、実力を認め合った仲間がいます。良い専門家は、別の分野の良い専門家を紹介してくれます。つまり、一人、信用できる専門家を得られれば、その人のネットワークをも得たこととなります。

4 認定支援機関を活用する際のポイント

最後に、認定支援機関を徹底的に活用するコツをお伝えします。

それは、事例集を読み、イメージを広げていくことです。

認定支援機関は多くの専門家が登録しており、様々な問題解決ができる集団です。しかし、「何でもできる」と言われると逆に何を頼めば良いかが分からなくなることもあるでしょう。そこで事例があれば、イメージがしやすく、より具体的に支援を頼めるかもしれません。特に中小企業庁が出している「認定経営革新等支援機関による中小企業・小規模事業者支援優

良取組事例集」がおすすめです。この事例集は「経緯」「工夫」「成果」「今後の取組」の4つの視点から認定支援機関の活用事例を分かりやすく紹介しています。これを見ると、様々な中小企業が専門家と一緒に知恵と情熱、行動力を発揮してイノベーションに挑んでいる姿が見られます。これらの中にはきっと経営戦略のヒントとなるものもあるはずです。

中小企業庁のホームページからダウンロードもできますので、是非ご覧になってください。

実は、私たち専門家の多くは、専門領域に関して質問されたり、頼られたりすることに喜びを感じています。多くの人や企業の役に立ちたいと思って、その道を選んだ者もたくさんいます。「こんなこと相談したら恥ずかしい」とか「こんなこと相談したら失礼だ」とか思わずに、どうぞ相談してください。数年間悩んでいたことでも、数時間の相談一回で解決できることもあるかもしれません。

また、経営は特定の正解があるというものではありませんので、経営者一人で悩んでいると不安になることもあるかと思います。普段から相談している特定の専門家がいたとしても、セカンドオピニオンのように、時には他の専門家の意見も聞きたくなる場合もあるでしょう。そんなときは認定支援機関にぜひ相談してみてください。専門的な立場からの成功確率と意見をお話することができるかと思います。自分の考えが確認でき、「迷っていたけれど、決めることができた」との声もよく聞かれます。私たち専門家には相談者と伴走して事業課題に取り組むことが求められています。認定経営革新等支援機関制度は、そんな社会を後押しする制度なのです。

《執筆者紹介》

株式会社 ディセンター 代表取締役 折原 浩



大学時代に起業し、その後、家業を含む流通業数社の経営に携わる。2002年4月、経営コンサルティング会社（株）ディセンターを設立し、現在、海外企業含む4社を運営している実践派コンサルタント。全国の中小企業者支援はもちろんのこと、商工会・商工会議所の職員研修なども担当。また、補助金の全国審査委員長などの職も歴任している。経営者感覚を大切に、かつ、理論に基づいたわかりやすい実践指導を信条としている。

また、プレジデント社から「中小企業支援策のかしこい利用法」を出版するなど、執筆も多数。講演は年間100日を超え、全国各地で講演を行っている。時代に合わせた分かりやすく実践的なセミナーは各地で好評を得ている。

HP : <http://www.decenter-jp.com>

e-mail : info@decenter-jp.com



日本政策金融公庫
国民生活事業